

～ 卷頭言 ～



名古屋大学における法整備支援と人材養成 — CALE10 年の歩みとその将来 —

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)センター長
市 橋 克 哉

はじめに

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(以下、「CALE」という。)は、昨年、その設立10周年を迎えた。この10年間、CALEは、アジア諸国、とくに、アジアの市場経済移行諸国に対して、法整備支援およびその研究と法学教育による人材養成という二つの事業に取り組んできた。幸いにして、日本の政府、経済界等、そして、これらの事業を展開する現地の政府、カウンターパート大学等からの理解と励ましを得るとともに、今日、ますます大きな期待も寄せられている。ここでは、10年間にわたるCALEの活動の歩みについて、その概要を述べるとともに、今後の展開についても紹介したい。

前史－名古屋大学における法整備支援事業の開始

名古屋大学の法整備支援は、CALE設立の12年前、1990年からその取組みが始まった。それは、「アジア・太平洋地域法政研究教育事業」(以下、「APプロジェクト」という。)の開始であった。おりしも当時は、周知のように、1989年の東欧における変革に始まり1991年のソ連崩壊へと至るソ連・東欧の社会主義体制の崩壊、そして、中国、ベトナム等アジアの社会主義諸国においても改革開放および市場経済への移行が本格化する時期にあたる。このとき、創立40周年を迎えた名古屋大学法学部が、これを記念

し各界から募った寄付により基金(AP基金)を創設し、この基金を活かしてAPプロジェクトを始めたのであった。欧米中心思考がまだ強かった当時の日本の法学界のなかにあって、旧帝大系の法学部のなかでは歴史が浅く伝統には欠けるものの、その分、自由闊達で進取の学風が強かつたことが幸いして、その後、名古屋大学法学部は、学界の関心が薄かつたアジア諸国、とくに、ベトナム、ラオス、カンボジアおよびモンゴルといったアジアの市場経済移行諸国の法律研究者と法律実務家との共同研究を継続的、かつ、頻繁に展開していくことになる。この結果、今日では、名古屋大学は、これらの国の法律家ならびに大学および司法機関との緊密、かつ、強固なネットワークを構築しており、CALEの活動の貴重な財産となっている。

さらに、名古屋大学は、1999年からは、法律家との共同研究だけではなく、教育・人材養成にもその活動を広げ、名古屋大学大学院法学研究科に英語による法学教育コース(以下、「英語コース」という。)を設けている。従来から多数受け入れてきた漢字文化圏(中国、韓国、台湾)の日本語が堪能な留学生に加えて、上述の研究ネットワークを活かして、文部科学省国費外国人留学生事業、JICAの人材育成支援無償(JDS)事業等の奨学金が給付されるアジアの市場経済移行諸国の留学生も多数、この英語コー

スに受け入れ、日本語が苦手なこれらの国の学生に対して、日本で英語によって日本法を学ぶ道を開いたのであった。今まで、多くの留学生が英語コースで学び大学院を修了しており、英語コースの開設は、大きな成果となって実を結んでいる。例えば、英語コース設置当初の留学生のなかには、現在、帰国して法学部長・教授等大学で活躍する者はもちろん、副大臣・局長・最高裁判事・検察官・弁護士等官界や法曹界で活躍する新進気鋭の若手人材も多い。また、日本で習得した法律知識と多彩で秀でた語学力（英語、日本語、現地の国語、民族間共通語等）を活かして海外展開する日本企業で活躍する者もある。この結果、名古屋大学は、前述の共同研究によって培われた現地を代表する法律家世代とのネットワークに加えて、将来有望な若い世代とのネットワークも有するという、法整備・協力の分野における大きな財産をもつこととなった。これもまた、CALE の活動にとって特筆に値するものであると自負している。このところ、政府は、国立大学の大胆なグローバル化を改革戦略に掲げ、その一環として、英語による教育と優秀な外国人留学生の確保を重点政策として推進しようとしている。この観点からみても、すでに十数年にわたる名古屋大学の英語コースによる留学生教育・人材養成の取組みは、近時の政策を先取りするものといえるだろう。

CALE の設立、法整備支援とその研究

名古屋大学が法整備支援事業を始めて 10 年目にあたる 2000 年、法学研究科・法学部は、CALE の前身にあたる「アジア法政情報交流センター」(Center for Asian Legal Exchange, 現在の CALE は、このセンターの英語名称と略称を引き続き使用している。)を設立した。法学部創立 50 周年を記念して再び各界の寄付を募り基金を設け、この基金で CALE を設けるとともに自前の施設も建設し、様々な法整備支援・協力とその研究を始めた。そして、2002 年、法学研

究科・法学部が自主財源で設置・運営する「アジア法政情報交流センター」として発足した CALE は、「名古屋大学法政国際教育協力研究センター」に改組され、名古屋大学に属する国の運営費交付金が交付される正式の部局となり、今日に至っている。

CALE 設立によって弾みがついた活動としては、まずその研究活動がある。そのなかから主な研究活動について紹介するとすれば、例えば、日本学術振興会・特定領域研究「アジア法整備支援一体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築」、同・先端研究拠点事業「21 世紀の『開発と法』研究」、同・アジア・アフリカ研究拠点事業「アジア法整備支援のための実務・研究融合型比較法研究拠点」、文部科学省・世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業「東南アジア諸国—ベトナム・カンボジア・インドネシア等—に対する法整備支援戦略研究」等がある。このほかにも、二国間、地域、または法分野ごとに、多数の科学研究費等の補助を得て研究活動が行われている。こうした一連の研究活動は、これまでつくられてきたアジアの市場経済移行諸国の大規模な研究機関、司法機関等との研究ネットワークに加えて、中国、韓国、台湾という東アジアの大学、研究機関、司法機関との間にも研究ネットワークを形成し、さらに、アメリカ、ドイツ、フランス、オーストラリア等、欧米の大学、研究機関、司法機関、援助機関との間にも研究ネットワークを構築するという段階に至っている。この結果、CALE の研究活動は、現在では、広くグローバルな法整備支援・協力研究に関する研究ネットワークを活かすものとなっている。CALE がこのグローバルな研究ネットワークを有することは、国際機関や各国の大学・研究機関からも評価と信頼をうることとなり、例えば、世界銀行が組織する「法、正義および開発に関するグローバルフォーラム」への加盟と世界銀行からの委託調査、韓国法制研究院が組織する「アジア法情報ネットワーク」(ALIN)への加盟と韓国との共同

研究、フランス比較法研究所が組織する「Global Legal Studies between Asia and Europe (GIS)」への加盟等に結実している。また、このところ、欧米諸国の大学だけでなく韓国、中国、シンガポール等アジア諸国の大主要大学が、CALEと同種のアジア諸国に対する法整備支援・協力研究をその使命に掲げる研究所・センターを相次いで設立している。アジア諸国におけるこうしたCALE型の研究所・センターの出現は、CALEにとっては良きパートナーであり、かつ、競争相手でもあるが、これらのセンターの設立に際しては、CALEの活動が、必ずその参考すべき「見本」として位置づけられ、彼らの調査・研究の対象となっている。これもまた、グローバルな研究ネットワークをもつCALEが信頼・評価されている「証し」として考えることができる。

日本法教育研究センター(CJL)等海外拠点の設立とそこにおける教育・人材養成

研究活動と並んで、CALE設立によって弾みがついたもう一つの他に例のない活動が、教育・人材養成活動である。

CALE設立のころ、それまでの法整備支援・協力に関する共同研究をとおして交流があつたいくつのカウンターパート大学から、現地の大学において、そこで学ぶ学生が日本語を学び、かつ、日本語で日本法を学ぶことができるセンターを開設してほしいという強い要請が寄せられていた。理由は、欧米の法が英語、ロシア語、フランス語等、伝統的に彼らが習得してきた言語を用いて容易に法情報に接近し学習できるのに対して、文化、習慣、社会が似ており、近代化と経済発展の課題に取り組むという同様の歴史をもつ同じアジアの国、日本の法が、彼らにとって欧米の法と並んで必ず参考すべきものであるにもかかわらず、日本語がわからないこと、そして、日本法の専門家がないという二つの障害によって、日本法への接近とその学習の機会がまったくないと

いう点にあった。この要請を真摯に受けとめた名古屋大学は、初の海外拠点として、2005年にウズベキスタン・タシケント國立法科大学に、現地の学部学生が日本語を学び、かつ、日本語によって日本法も学ぶことができる日本法教育研究センター(CJL、以下、「CJL」という。)を開設した。そして、その後順次、モンゴル国立大学(ウランバートル)、ベトナム・ハノイ法科大学、カンボジア王立法経大学(プノンペン)CJLを設置している。これら四つのCJLは、法学部学生が、4年または5年の間に、日本語を初步から学び、最終的には難解な日本語を多用する日本法情報も理解できる水準にまで到達することをめざすものであった。この使命は、CJL設立にあたり相談した日本語教育の専門家からは達成困難であり現実的ではないという悲観的な見通しが述べられるほどのものであったが、その後のCJLの教育・人材養成は、この見通しを裏切る嬉しい結果となつた。現在、CJLで育った修了生から優秀な学生たちを多数大学院法学研究科にて受け入れており、その中から既に博士号を修得した学生も出ている。

2012年には、5番目、そして、ベトナムとしてはハノイに次ぐ2番目のCJLがホーチミン市法科大学に設立された。このCJLは、ホーチミン市法科大学が自ら設けた正式の「日本法コース」として発足し、ベトナム法と並んで日本語および日本法の授業を卒業単位となる正規の科目として学ぶことになり、そのための授業料も、別途、おさめる方式がとられている。基本的には、ホーチミン市法科大学の自主財源によって設置・運営がなされ、名古屋大学は、日本語・日本法教育の質の保証という観点から、当面、1名の日本語教員の派遣と名古屋からTV会議システムを利用した日本法の授業の一部実施を行うという支援を行っている。従来のCJLとは異なるホーチミン市法科大学のCJLの発展は、日本政府予算で運営している他の4つのCJLの現地化という将来のあり方を検討するための有益な参考例となるもの

として期待している。

おわりにー新規海外拠点の設置（ミャンマー、ラオス、インドネシアへ）

今年度、名古屋大大学は、文部科学省・国立大学改革支援強化推進補助金「アジアを中心とする国際人材育成と大学連携による国際化の加速度的推進」により、ヤンゴン大学（ミャンマー）、ラオス国立大学（ラオス）およびガジャマダ大学（インドネシア）に ASEAN 地域および各国の法整備・人材育成に協力するために「日本法律研究センター」を設置する予定である。3ヶ国における民主主義と法の支配の発展および経済統合と発展のための法制度改革、ASEAN 地域統合に対応できる国家中枢人材の育成を課題に、それぞれの国の事情に合わせた活動を開く。日本法情報の発信と各国法情報の収集、各國法情報の日本国内への発信を通じて、各国法制度の発展だけでなく、日本の学界及びこの地域への進出が著しい産業界や法曹界、そして、この地域で法整備支援を強化しつつある法総研・JICAとも協働する活動を、名古屋大学は目指している。このようなタイプの法律研究センターの設立は新たな挑戦であり、現在カウンターパートの大学と共に協議している段階である。6月末に予定されているミャンマー・日本法律研究センター開設を皮切りに、本格的な活動を開始する。

こうした今年度の海外新拠点の設置をはじめとして、今後、名古屋大学のアジアにおける展開は、さらに飛躍しようとしている。名古屋大学全体として、スーパーグローバル大学への発展を目指しており、CALE もこの 20 年間の成果である研究ネットワークと CJL 等海外拠点を基盤として、名古屋大学・海外キャンパスの一翼を担うことになる。そこでは、英語コースや CJL の修了生を含む現地で活躍する国家中枢人材を博士課程で育てることが中心になるだろう。